

職工規則第三章及第四章中左記ノ通變更之ニ抵觸スル從前ノ選
規定等ハ之ヲ廢止シ本年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

職工規則

第三章 就業時間

第十二條 職工ノ就業及離業時間左ノ如シ
但シ職工大門ヨリ退場迄ハ所屬工場主任ノ許可ヲシテ出門スルコトヲ得ス

午前七時三十分	就業
正午十二時	離業
午後零時三十分	就業
同 五時	離業

第四章 賃錢

第十七條 定時間外若ハ定時間ニ滿テタル職業者ニハ本條以下ノ規定ニ從ヒ賃錢ヲ支給ス

一、 間時限ニ後ル、コト十五分以内ニシテ特ニ許可ヲ得テ入場スルモノハ、日給額ノ八割八分ヲ支給ス

一、 疾病其他ノ事故爲メ工場主任ノ許可ヲ得テ退場スルモノハ、二時間毎ニ日給額ノ一割一分ヲ支給ス

第十九條 定時間外職務者ニ對シテハ左記各項ニ因リ賃錢ヲ支給ス

一、 殘業
定時間午後六時迄ハ(通時分)日給ノ一割一分
午後七時ヨリ七時三十分迄ハ(通時分)同 二割二分
午後七時ヨリ七時三十分迄ハ(通時分)同 二割二分
但シ工事ノ都合ニ依リ晚餐休憩ヲ爲サズ午後八時迄離業ヲ爲シタルトキハ、

同 同
午後九時迄ハ(通時分)同 三割三分
午後十時迄ハ(通時分)同 六割
午後十一時迄ハ(通時分)同 七割五分
一、 彼 夜
引續キ執業セシムルコトヲ得此場合ニ於ケル給與ハ就業時間ト工事ノ成績トニ因リ部長之ヲ決定ス

一、 交代夜業 (午後八時迄) 日給ノ十八物
一、 早 出

職工徽章佩用心得書

一、 職工ハ入場ノ際、貸與シタル徽章ヲ必ず左胸部ニ佩用スルコト

二、 徽章ハ職工トシテ入社確定ノトキ之ヲ貸與シ守衛長ヨリ交付スルコト

三、 徽章ト職札トハ全ク別物ナルニ依リ職札ハ從前ノ通入門ノ際之ヲ受取り退社出門ノ際之ヲ返附スルコト

四、 徽章ハ職工在職中自身確實ニ之ヲ保管スルコト若シ止テ得ザル原因ニ依リ亡失毀損シタルトキハ無償ヲ以テ之ヲ再貸與ヲ爲スト雖モ亡失毀損方怠慢ニ原因スルトキハ賠償金トシテ金拾五錢ヲ納入シ更ニ徽章ノ貸與ヲ受クベキコト

五、 工場内ニ於テ徽章ヲ佩用セザル者ハ過意金五拾錢ヲ科スルコト若シ故意ニ佩用セズ或ハ不正ニ佩用シタル者ハ過意金壹圓ヲ科スルコト故意ニ徽章ヲ亡失毀損シタル場合亦同シキコト

六、 前各項ニ定メタル賠償金及過意金ハ守衛長ヨリノ報告ニ依リ職工賃金中ヨリ之ヲ控除スルコト

横濱船渠株式會社

以上